

**一般社団法人
日本金融商品仲介業協会
研修委員会規程**

(目的)

第1条 研修委員会（以下「委員会」という。）は、協会が実施する研修の充実を図ること及び正会員の専門性の向上に資することを目的に、理事会の諮問に応じて、以下の業務を行い、理事会に対し結果及び意見を答申する。

- (1) 協会が実施する研修の企画・立案・運営
- (2) 正会員の専門性向上のための施策の検討

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(構成)

第3条 委員会は、2名以上の委員により構成される。

- 2 委員は、理事会の決議を経て、理事長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、委員会の議長を務める。
- 6 委員の任期は1年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(開催)

第4条 委員会は、原則として年6回（奇数月）開催する。但し、必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる。

(招集)

第5条 委員会の招集は、委員長が開催日の1週間前までに行う。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

以上

制定： 令和3年5月7日

改正： 令和5年12月19日（協会名称の変更）、令和6年1月1日施行